

兵庫県公報

平成30年12月25日 火曜日 第 3066 号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 指定市町村事務受託法人の指定（高齢政策課）	1
○ 保安林の指定解除（豊かな森づくり課）	2
○ 同 上（同）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 道路の区域の変更（同）	5
○ 同 上（同）	5
公 告	
○ 市の名称変更（市町振興課）	5
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の 閲覧（砂防課）	6
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	7
○ 平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集（公園緑地課）	8
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	9
病院局公告	
○ 入札公告の取消し（県立柏原病院）	9
教育委員会公告	
○ 入札公告（県立兵庫工業高等学校）	10
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	13
○ 同 上	13
正 誤	
○ 平成29年10月6日付け兵庫県公報号外中	13

告 示

兵庫県告示第1065号

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 事務所の名称及び所在地
名 称 株式会社アール・ツーエス兵庫支店
所在地 西宮市馬場町1-13 エスアール西宮201
- 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地
名 称 株式会社アール・ツーエス
主たる事務所の所在地 福岡市博多区元町1-6-16
- 指定年月日
平成30年12月10日



兵庫県告示第1066号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区秋岡字鉛谷1061の1から1061の7まで（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1067号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除に係る保安林の所在場所
美方郡香美町小代区秋岡字鉛谷1061の1から1061の3まで・1061の5・1061の6（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部農林水産局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1068号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
キング醸造株式会社
加古郡稲美町蛸草321
代表取締役社長 片 井 伸 明
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
キング醸造株式会社
加古郡稲美町蛸草321
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	10号ニ ろ過施設 (No. 1)	10号ニ ろ過施設 (No. 2～No. 4)
---	---	-------------------	-------------------------

能 力	7,000 L/時	10,000 L/時・基			
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後	同 左			
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後1日	同 左			
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後	同 左			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	8時～18時 8時間	同 左			
使用時間の季節的変動の概要	なし	同 左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	200	100	200
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	100	200	100	200
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	25	50	25	50
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	10	15	10	15
	磷 含 有 量 (単位 mg/L)	1	1.5	1	1.5
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	0.1	0.1	0.1/基	0.1/基	

備考 汚水等は公共下水道に放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成30年12月25日から平成31年1月15日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び稲美町経済環境部生活環境課



兵庫県告示第1069号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 作業期間
平成30年12月10日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域
西宮市津門飯田町及び甲子園口六丁目地内



兵庫県告示第1070号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成30年12月10日から平成31年2月28日まで
- 3 作業地域
西宮市甲山町地内



兵庫県告示第1071号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- 2 作業期間
平成31年3月1日から同月31日まで
- 3 作業地域
西宮市段上町一丁目4番、段上町八丁目1番及び段上町八丁目8番



兵庫県告示第1072号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、川西市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（航空写真撮影（地図情報レベル500）及び写真地図作成）
- 2 作業期間
平成30年12月20日から平成31年2月12日まで
- 3 作業地域
川西市全域



兵庫県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年12月25日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年12月25日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 鮎原江井線	洲本市五色町鮎原南谷469番2から 同 市五色町鮎原南谷469番1まで	旧	5.0から 6.0まで	27.0	
		新	5.0から 10.0まで	27.0	



兵庫県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年12月25日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 明石高砂線	明石市大久保町谷八木字川向イ435番3から	旧	7.0から 12.0まで	398.0	
	同 市大久保町谷八木字北畑795番2まで	新	16.0から 21.0まで	398.0	一部 予定地
県道 明石高砂線	明石市大久保町江井島字辻ヶ鼻915番2から	旧	8.0から 23.0まで	880.0	
	同 市大久保町西嶋字北ヶ市622番1まで	新	16.0から 26.0まで	880.0	一部 予定地



兵庫県告示第1075号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年12月25日から2週間、中播磨県民センター姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 砥堀本町線	姫路市八代字町裏722番5から	旧	8.0から 27.0まで	427.0	
	同 市河間町45番3まで	新	15.0から 27.0まで	427.0	一部 予定地

公 告

市の名称変更

地方自治法（昭和22年法律第67号）第3条第5項の規定により篠山市から市の名称を変更する報告があったので、次のとおり公示する。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 変更後の名称
丹波篠山市
- 2 名称を変更する日
平成31年5月1日

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                         | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-----------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 越水字社家郷山(1) I<br>(105000008) | 西宮市越水字社家郷山（別図1のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 鷲林寺字剣谷(1) I<br>(105000010)  | 西宮市鷲林寺字剣谷（別図2のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 北山 I<br>(105000013)         | 西宮市北山町（別図3のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 苦楽園(3)(2) I<br>(105000021)  | 西宮市苦楽園二番町（別図4のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 苦楽園(8) I<br>(105000024)     | 西宮市苦楽園五番町（別図5のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 角石 I<br>(105000026)         | 西宮市角石町（別図6のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 美作 I<br>(105000027)         | 西宮市美作町（別図7のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 甲山(1) I<br>(105000028)      | 西宮市甲山町（別図8のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 甲山(1) II<br>(105000030)     | 西宮市甲山町（別図9のとおり）     | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 甲山(2) II<br>(105000032)     | 西宮市甲山町（別図10のとおり）    | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |
| 水分谷右支溪(2) I<br>(205000006)  | 西宮市北山町（別図11のとおり）    | 土石流                 | 別図11のとおり                      |
| 水分谷右支溪(3) I<br>(205000007)  | 西宮市北山町（別図12のとおり）    | 土石流                 | 別図12のとおり                      |
| 水分谷右支溪(4) I<br>(205000008)  | 西宮市北山町（別図13のとおり）    | 土石流                 | 別図13のとおり                      |
| 水分谷右支溪(5) I<br>(205000009)  | 西宮市北山町（別図14のとおり）    | 土石流                 | 別図14のとおり                      |

|                        |                          |     |          |
|------------------------|--------------------------|-----|----------|
| 仁川左支溪 I<br>(205000016) | 西宮市越水社家郷山 (別図<br>15のとおり) | 土石流 | 別図15のとおり |
|------------------------|--------------------------|-----|----------|

(別図 1 から別図15までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間  
平成31年1月9日(水)から同月23日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所夙川市民サービスセンター
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課  
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28
  - (3) 提出期限  
平成31年1月23日(水)まで(当日消印有効)
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成31年3月11日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項及び第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名称 パピオスあかし  
所在地 明石市大明石町一丁目6番1号
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
名称 大林新星和不動産株式会社(パピオスあかし管理組合法人専門管理者)  
住所 東京都千代田区九段南三丁目3番6号  
代表者の氏名 齋 藤 正 博
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置している者の代表者の氏名
    - ア 変更前  
佐 藤 卓
    - イ 変更後  
齋 藤 正 博
  - (2) 駐輪場の収容台数
    - ア 変更前  
512台
    - イ 変更後  
268台
- 4 変更年月日  
平成31年7月6日ほか

- 5 届出年月日  
平成30年11月5日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
  - (2) 縦覧期間  
平成30年12月25日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
  - (1) 提出期限  
平成31年4月25日
  - (2) 提出先  
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修受講生の募集**

兵庫県立淡路景観園芸学校管理規則（平成10年兵庫県規則第69号）第3条第1項の規定により、平成31年度兵庫県立淡路景観園芸学校景観園芸特別研修の受講生を次のとおり募集する。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 研修内容  
園芸療法に関する研修
- 2 募集人員  
全寮制コース 若干名  
通学制コース 若干名
- 3 修業年限  
全寮制コース 1年  
通学制コース 2年
- 4 受講生の決定方法  
筆記試験、個人面接、グループワーク及び適性検査により、受講生を決定する。
- 5 試験日及び会場
  - (1) 日程  
平成31年1月27日（日）
  - (2) 会場  
淡路市野島常盤954-2  
県立淡路景観園芸学校
- 6 応募資格  
次の各号のいずれかに該当する者
  - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月卒業見込みの者
  - (2) 医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連の短期大学、専門学校又は大学校を卒業した者及び平成31年3月卒業見込みの者
  - (3) 医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連以外の短期大学、専門学校、高等専門学校又は大学校を卒業した者で医療、福祉・介護、農業・園芸・造園関連の実務経験が2年以上ある者
  - (4) 医療、福祉・介護関連の国家資格（医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、診療放射線技師、臨床検査技師、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、保育士、歯科衛生士、救急救命士、薬剤師、はり師、きゅう師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、公認心理師）を有する者
  - (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者及び平成31年3月31日までに授与される見込みの者
  - (6) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者若しくは平成31年3月までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者

- (7) 昭和28年文部省告示第5号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (8) 平成29年文部科学省告示第48号により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- (9) その他園芸療法課程の教育を受けることができる水準以上の能力があると県立淡路景観園芸学校において認めた者

7 応募手続

(1) 応募書類

- ア 受講願書
- イ 出願理由書

(2) 応募書類の配布

県立淡路景観園芸学校及び兵庫県県土整備部まちづくり局公園緑地課において配布する。

なお、応募書類を県立淡路景観園芸学校へ郵便で請求することができる。この場合は、封筒の表に「園芸療法課程受講生募集要項請求」と朱書きし、返信用封筒（住所、氏名及び郵便番号を明記し、250円分の切手を貼付した角形2号の封筒）を同封すること。

(3) 受付期間

平成31年1月4日（金）から同月15日（火）まで

なお、郵送の場合は、簡易書留とし、平成31年1月15日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(4) 提出先

〒656-1726 淡路市野島常盤954-2

県立淡路景観園芸学校

8 結果発表

(1) 発表日

平成31年2月5日（火）

(2) 発表方法等

受験者全員に郵便により通知するとともに、結果発表日の午後1時以降、県立淡路景観園芸学校に合格者の受験番号を掲示する。

また、県立淡路景観園芸学校ホームページに合格者の受験番号を掲載する。

9 応募についての問合せ先

県立淡路景観園芸学校

電話番号（0799）82-3455



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年12月25日

兵庫県知事 井戸 敏 三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

神崎郡福崎町南田原字西光寺1382番3、1382番4の一部、1382番22の一部、1382番25、1382番28の一部、1382番30

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

神崎郡福崎町南田原1382-1

西光寺区自治会 代表者 竹本 繁夫

3 許可年月日及び許可番号

平成30年12月6日

兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-41-2号（29福崎）

**病 院 局 公 告**

**入札公告の取消し**

平成30年11月26日付け兵庫県公報第3057号（21ページ）掲載の「ガンマカメラ装置 一式」についての入札公告を取り消した。

平成30年12月25日

兵庫県病院事業 契約担当者  
県立柏原病院長 秋 田 穂 東

## 教 育 委 員 会 公 告

## 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成30年12月25日

契約担当者

兵庫県立兵庫工業高等学校長 大 川 真 澄

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

県立兵庫工業高等学校特色学科教育用コンピュータレンタル 一式

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 契約期間

賃貸借期間 平成31年3月31日（日）から平成36年3月30日（土）まで

## (4) 設置場所

県立兵庫工業高等学校

神戸市兵庫区和田宮通2-1-63

## (5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

入札書に記載する金額については、調達案件の設置に係る詳細設計、搬入設置調整に要する費用及び機器設定に要する費用と(3)の期間における賃借料の合計金額を(3)の期間（60箇月）で月割りした1月当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）とする。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額で入札すること。

## 2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 参加申込みの期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 当該物品を第三者をして貸し付けようとする者は、当該物品を自ら貸し付ける能力を有するとともに、第三者をして貸付できる能力を有することを証明したものであること。

(6) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

(7) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

## 3 入札手続等

| 手続等                       | 期間・期日(注1)                                   | 場所・方法                                                  |
|---------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 入札公告の閲覧                   | 平成30年12月25日(火)から<br>平成31年2月2日(土)まで          | 神戸市兵庫区和田宮通2-1-63<br>県立兵庫工業高等学校 事務室又はホームページに掲載(注3)      |
| 仕様書の閲覧                    | 平成30年12月25日(火)から<br>平成31年2月2日(土)まで          | 神戸市兵庫区和田宮通2-1-63<br>県立兵庫工業高等学校 事務室又はホームページに掲載(注3)      |
| 入札説明書、<br>提出書類の様式<br>等の交付 | 平成30年12月25日(火)から<br>平成31年1月15日(火)まで         | 神戸市兵庫区和田宮通2-1-63<br>県立兵庫工業高等学校 事務室又はホームページに掲載(注3)      |
| 入札参加申込                    | 平成30年12月25日(火)から<br>平成31年1月11日(金)まで         | 神戸市兵庫区和田宮通2-1-63<br>県立兵庫工業高等学校事務室へ持参又は送付<br>(注4)       |
| 入札参加資格の<br>確認             | 参加申込後2日以内に発送                                | 申込者へ文書で通知                                              |
| 質問書(様式任<br>意)の受付          | 平成30年12月26日(水)から<br>平成31年1月23日(水)午後4時<br>まで | 県立兵庫工業高等学校へFAXで送付<br>FAX(078)671-1435                  |
| 回答書の閲覧                    | 平成31年1月30日(水)午後1時                           | 入札参加者にFAXで回答                                           |
| 機器内訳書及び<br>カタログ等の提<br>出   | 平成31年1月15日(火)から<br>同年2月1日(金)午後4時<br>まで(注2)  | 神戸市兵庫区和田宮通2-1-63<br>県立兵庫工業高等学校事務室へ持参又は送付<br>(注4)       |
| 入札及び開札                    | 平成31年2月6日(水)午後2時                            | 神戸市兵庫区和田宮通2-1-63<br>県立兵庫工業高等学校 やまなみ会館<br>直接入札書を提出すること。 |

(注1) 上記の期間は、土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。

(注2) 持参の場合は、毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(注3) アドレスは(<http://www.hyogo-c.ed.jp/~hyogo-ths/>)

(注4) 入札参加申込並びに機器内訳書及びカタログ等の提出を郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による場合は、書類を封筒に入れて密封の上、その封皮に「入札参加申込」又は「機器内訳書及びカタログ等の提出」と表記のうえ、宛名及び入札件名等を記入し、上記期間に必着のこと。

#### 4 入札の方法

本件入札は、入札者立会による入札書の提出方式により行う。

#### 5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額に契約期間60箇月を乗じた額)の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出するときは、契約保証金の納付が免除される。

(4) 入札に関する条件

ア 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。

イ 入札は、所定の日時及び場所において、入札執行職員の指示に従い入札書を直接入札箱に投入する方法により行うこと。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

キ 入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。特に、この入札書については、「この入札書に記載する申込内容については、この入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能となることにより、効力を生じる。」旨が付記されていること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、イからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、イ、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Masumi Okawa, Principal of Hyogo Prefectural Hyogo Technical High School

(2) Nature of the services to be required:

Hyogo Prefectural Hyogo Technical High School 1 set of Educational Computer for Intelligence Course

(3) Fulfilment period:

From March 31, 2019 to March 30, 2024

(4) Delivery location:

2-1-63, Wadamiyadori, Hyogo-ku, Kobe-shi, Hyogo 652-0863

(5) Deadline for the submission of tender application form:

16:00 January 11, 2019 by direct delivery

(6) Deadline for tender:

14:00 February 6, 2019 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Nishimura, School Office, Hyogo Prefectural Hyogo Technical High School

2-1-63, Wadamiyadori, Hyogo-ku, Kobe-shi, Hyogo 652-0863

Tel (078)671-1431

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成30年12月25日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西 川 直 哉

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
免許台帳ファイリングシステム賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年12月11日
- 4 落札者の名称及び住所  
I B J L東芝リース株式会社 東京都港区虎ノ門1丁目2番6号
- 5 落札金額  
1,382,400円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成30年11月6日



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。  
平成30年12月25日

契約担当者

兵庫県警察本部長 西 川 直 哉

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称  
よう撃捜査支援装置（映像伝送型）賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成30年12月11日
- 4 落札者の名称及び住所  
三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社 東京都港区芝浦1丁目2番3号
- 5 落札金額  
564,840円（月額）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成30年11月6日

正 誤

○平成29年10月6日付け（兵庫県公報号外）  
兵庫県規則第38号（兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則）中

|       |                                                               |
|-------|---------------------------------------------------------------|
| (ページ) | 1                                                             |
| (行)   | 上から 8                                                         |
| (誤)   | 第41条の2第2号中「第15条第16項」を「第15条第15項」に、「同条第4項第14号」を「同条第4項第13号」に改める。 |
| (正)   | 第41条の2第2号中「第5条第16項」を「第5条第15項」に、「同条第4項第14号」を「同条第4項第13号」に改める。   |